

あんしん あんぜん がっこうせいかつ おく
安心・安全な学校生活を送るためのきまり

ふくやま し りつやま て しょうがっこう
福山市立山手小学校

めざす学校像 『元気』と『笑顔』 あふれる やまて

がっこうきょういくもくひょう 学校教育目標
みづか まな こころゆた 自ら学び 心豊かに たくましく生きる 児童の育成

～ めざす子ども像 ～

「自分のために みんなのために」と考え、行動する子

がっこうせいかつ 学校生活について

がっこう ちいき いちいん 学校、地域の一員として、やくそく 約束やきまりに込められた願いを大事にして生活します。

そのために、つぎ 次のことを守ります。

1 とうげこう 登下校について

○8時20分までに登校します。登校班で集団登校するように努めます。

○下校時刻を守り、寄り道せずに家に帰ります。

○通学路を通して、交通ルールを守って登下校します。

○欠席や遅刻する場合は、おうちの人に理由をそえて学校に連絡してもらいます。

○一度登校したら、授業が終わるまでは校外には出ません。

2 つうがくふく 通学服について

■きじゅん 基準

○夏服（原則、6月から）

・ぼうし しろ 帽子、白ポロシャツ、名札、ズボンかスカート（標準服）、しろ しろ 紺のソックス、しろ しろ 靴

○冬服（原則、10月から）

・夏服に上着(標準服)を加える。

※原則, ランドセルで登校します。

※体操服は学校に来てから着替え, 着用したままで登下校はしません。

※校内では, ポロシャツの裾は外に出しません。また, 前ボタンをとめます。

※校内では, 名札を左胸につけます。

※服装や髪型は, みんなが学習活動を進めやすいように整えます。襟より長い髪は, 自立たない髪どめやゴムひもなどで結わえるなど, 学習活動に支障の出ないように工夫します。

※12月から3月の期間など, 気候や体調に合わせて防寒着を身につけます。

・上着・マフラー・手袋などは教室で着脱し, 使用しないときは, ランドセルなどに入れておきます。

・ベスト, セーター, 長ズボン(防寒着として)については, 黒・紺を基調としたものなど, 活動のしやすいもの, 上着(標準服)と調子を合わせて着ることができるものを選びます。

・体育の時は長ズボンジャージを準備して, 着用することができます。(短パンの下に, タイツは履きません。)

※学習に必要なもの(お金, おもちゃ, お菓子, 携帯電話, ゲーム機など)を持って来ません。

3 校内での生活について

友達と互いのよさや考えを認め合い, 協力して, よりよい生活を求めて生活します。

そのために, 次のことを守ります。

(1)気持ちのよいあいさつをします。

(2)時間を守ります。

(3)協力してそうじをし, 学校をきれいにします。

(4)自分の物もみんなの物も同じように大切に, 身の回りの整理整頓をします。

(5)優しい言葉づかいと, 思いやりのある行動をして, いじめを絶対に許さない心を持ちます。

(6)学校生活や学習で使う物は, 自分でよく考えて, ていねいに準備します。

4 授業について

(1)授業時間を大切にします。

(2)学習に集中するため、筆記用具などの文房具は、使いやすいものを選び、必要最小限の数量を準備します。

■基準

【筆箱の中】鉛筆〔5本程度〕、消しゴム1個・ネームペン・ものさし

その他〔1・2年生〕赤鉛筆〔1本程度〕

〔3・4年生〕赤ボールペン、青ボールペン〔それぞれ1本程度〕

〔5・6年生〕赤ボールペン、青ボールペン、蛍光ペン、シャープペン〔それぞれ1本程度〕

・下校するとき、家庭学習に必要な物や次の日の学習予定を考えて、持って帰る物と学校に置いておく物を考えます。

・タブレット(学習端末機)は、学習のために使用し、使い方のきまりや約束を守って使います。

地域での過ごし方について

考えて行動し、家族や地域の人たちに心配をかけないように生活します。

そのために、次のことを守ります。

(1)交通ルールを守ります。

(2)下校した後、学校に遊びに来るときは、食べ物を持って来たり、食べたりしないようにします。

また、許可なく校舎内に入りません。

(3)家族の大人の許しがいない場合、大人のいない友達の家には入りません。

(4)危険な場所(道路、線路の近く、池、立ち入り禁止区域など)では絶対に遊びません。

(5)子どもたちだけで校区外やお店に行きません。

○ゲームセンターやゲームコーナーに出入りしません。

2024年度（令和6年度）

○公園や公共の場では人に迷惑にならないように遊び、きれいに利用します。

○人の土地や建物、駐車場に入りません。

○おごり合いやお金、ゲームやカード等の貸し借りはしません。

○保護者の許可なく、子どもどうしてパソコンなどを使つてのメールや情報交換をしません。

○マッチやライターを使った火遊びをしません。

(6)4月から9月は午後6時、10月から3月は午後5時までに家に帰ります。

指導・支援について〔学校として〕

■学校の「人・もの」に対して、著しく被害を及ぼす重大事案だと校長が判断した場合には、警察等への連絡をします。

■「いじめ、暴力行為、授業妨害、器物損壊など、安心・安全な学校生活を乱す行動」や「指導無視など、通常の指導・支援では効果が見られない場合」には、ご家庭に対して、事実等を説明した後、「別室指導」等の「心に寄り添う指導」について、その内容と期間を提示して取り組みます。

〔保護者・ご家庭のみなさまへのお願い〕

お子さまにより、他者への被害が確認された場合、お子さまがそれを機会に省みて、さらなる成長へと向かえるように、ご家庭での適切な指導・支援について、また、謝罪や弁償などの相手方への対応について、ご理解とご協力をお願いいたします。

みんなで考え、みんなでつくり、みんなで守る

この「安心・安全な学校生活を送るためのきまり」では、「めざす子ども像」を大切にしていくために、細部に至るまで規定していないところがあります。

「不安」や「心配」なことが生じた場合は、「みんなで考え、みんなでつくり、みんなで守る」ものにしていきます。